

## 富田林市 申請書等の押印見直し方針

行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、個人、事業者及び職員等が行う申請書等への押印について、次の判断基準により見直しを実施する。

### <押印見直し方針>

|       | 分類                            | 内容  |
|-------|-------------------------------|---|
| 判断基準1 | 押印を求めるもの                      | 押印が法令等で義務付けられているもの<br>(契約行為など)                                  |
| 判断基準2 | 署名を求めるもの<br>(署名又は記名押印の選択制を含む) | ・署名が法令等で義務付けられているもの<br>・本人の意思による申請であることを署名により担保する必要があるもの(補助金など) |
| 判断基準3 | 押印も署名も必要ないもの                  | 押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないもの                             |

#### 【判断基準1】 押印を求めるもの

##### ①地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書

- ・契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
- ・契約書に基づく「口座振替(送金)申請書」、委任状、見積書、請求書、領収書等を含む。
- ・金額等の要件により契約書の作成が省略できる場合であっても、その契約に基づき作成される請書、請求書等を含む。

##### ②入札及び契約手続に係る書類(入札参加資格申請書、入札書、見積書、委任状等)

##### ③上記以外の国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの

- ・国や府に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
- ・国及び府の法令・条例等により押印が義務付けられているものに基づく「口座振替(送金)申請書」、委任状、請求書、領収書等を含む。
- ・国や府が押印欄のある様式を定めている場合でも押印が義務付けられていない場合を含まない。

##### ④その他、実印・登録印(個人において登録された印鑑(印章)又は法人において登録された代表者印)を求め、印鑑証明書等と照合するもの

##### ⑤法人から提出される申請書等のうち支出の根拠となるもの

- ・届出や報告など、支出を伴わない申請書等について、上記①から④の項目に該当しない場合は含まない。

**【判断基準2】 署名を求めるもの（署名又は記名押印の選択制としているものを含む）**

①国の法令及び府の条例等により署名が義務付けられているもの

②本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの

- ・補助金関係書類（申請、実績報告、請求等）
- ・手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれがあるもの
- ・その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの

※署名又は記名押印の選択制としているものは、本人(代表者)が手書きしない場合に記名押印も可とする。

③診断書、意見書、証明書、委任状、誓約書、同意書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの

- ・本人確認、文書作成の真意確認は必要に応じて行う。（継続的なやり取りの中で補完されれば不要）
- ・内容等に疑義がある場合は書面として受け付けない。（私文書偽造罪：刑事罰の対象）

※署名又は記名押印の選択制としているものは、本人(代表者)が手書きしない場合に記名押印も可とする。

署名・・・自己の氏名を手書き（自署）すること

記名・・・自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や判子、印刷されたもの等により氏名を記すこと

\* 署名された申請書を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

**【判断基準3】 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名でも良いもの）**

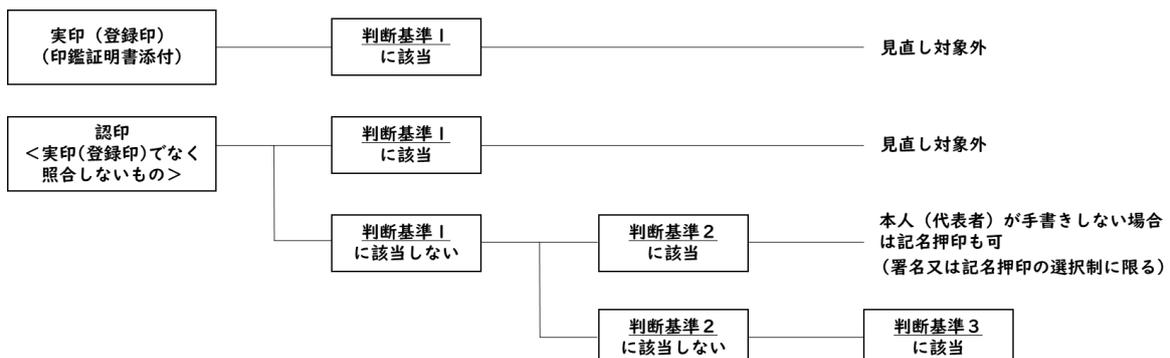
①閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書等で、対象が不特定のものであり、押印や署名を求めてまで本人を確認する必要のないもの

②履歴書、住所変更届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの

③申請等に係る一連の手続の過程で運転免許証その他公的証明書（パスポート、健康保険被保険者証、個人番号カード等）の掲示等により本人確認が可能なもの

④その他押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないもの

**申請書等の押印見直し判断フロー**



## 申請書等の押印見直しに伴う氏名欄の様式例

申請書等様式については、以下の様式例を基本としますが、対象者の状況や様式のレイアウトなど個々の申請書等の状況に合わせた見直しを行ってください。

### 【判断基準1】 押印を求めるもの

《例》

|    |     |
|----|-----|
| 氏名 | (印) |
|----|-----|

### 【判断基準2】 署名を求めるもの（署名又は記名押印の選択制としているものを含む）

《例》 申請者として、個人、個人事業者、法人格のない団体、法人を対象している場合

#### 【留意事項】

- ・本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 氏名<br>又は<br>名称 | (※)                               |
|                | (※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 |

- \* (印)マークを記載しない代わりに、押印が必要な場合について記載された注意書き強調するため、(※)印を氏名(名称)記入欄の右端に記載します。  
注意書きは、できる限り氏名欄の近くに記載します。

(参考) 対象者を個人に限定している場合

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 氏名 | (※)                          |
|    | (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 |

### 【判断基準3】 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名でも良いもの）

《例》

|    |  |
|----|--|
| 氏名 |  |
|----|--|

#### 【留意事項】

- ・申請者が窓口等で氏名を記載されることを排除するものではありません。